

国立大学病院長会議 記者会見

令和8年10月2日 一般社団法人国立大学病院長会議 会長 大鳥精司



一般社団法人
国立大学病院長会議
National University Hospital Council of Japan

大学病院における災害レジリエンス 機能の必要性について

地域医療の最後の砦である大学病院における災害レジリエンス機能の必要性

令和8年8月千葉豪雨

2026年8月13日の記録的な豪雨により、千葉大学医学部附属病院の地下の排水処理設備が冠水・故障⇒手術・検査に使用する医療器材の洗浄・滅菌が不可能となり、8月19日には**手術を全面中止する事態**となった。



ダヴィンチ等の手術支援ロボットのデバイスを含む多種多様かつ一定量の医療器材の洗浄・滅菌を支援できる近隣病院は限られていた。そこで、東京科学大学病院と千葉大学病院の協議により、東京科学大学病院における洗浄・滅菌業務を開始（8月21日）

⇒この支援により、千葉大学病院は8月24日から一般手術の一部を再開することができた。

地域での協力体制が大学病院の有事を支えた

被災直後は近隣の医療機関と民間企業の協力を得て洗浄・滅菌を実施することができたため、手術の一部再開が早期に可能となった。

一方、大学病院で使用する医療器材には取り扱いが難しいものも多く、数量も多いため、平常時と同等の効率性や安定性を実現するためには大学病院からの支援が必要であった。東京科学大学病院での洗浄・滅菌を行う上で、千葉大学病院は12名の委託スタッフと協議して夜間シフトを編成。毎晩21時に東京科学大学病院に集合し、洗浄・滅菌を行い、翌朝6時に千葉大学病院へ搬入し、千葉大学病院での早期の手術再開を実現した。



千葉大学病院
(被災・手術を制限)

夕方に手術後の器材を搬出

東京科学大学病院
(洗浄・滅菌を支援)

夜間～早朝に洗浄・滅菌を実施
翌朝に返却・搬入

今回の取組は、災害によって停止した病院機能を別の大学病院が補う「機能別の相互支援」であり、地域医療を止めないための新たな災害医療のモデルになり得るものである。



協力連携をする宮崎病院長（東京科学大学）
と大鳥病院長（千葉大学）



災害レジリエンスの強化

大学病院は、災害時においても高度医療を担い、地域医療体制を支える最後の砦である。大学病院の災害レジリエンス機能を強化するために、大学病院のインフラ機能を強化することが重要である。

また、平時においては地域の医療機関のインフラ機能を集約する可能性も検討されており、設備の持続的更新と専門スキルの向上拠点として大学病院の貢献を期待されている。

二度の震災を支えた熊本大学病院は被災病院から患者を100人以上受入れた
2026年7月31日

2026年7月の地震で八代市の熊本労災病院や八代更生病院などが被災。手術などが行えなくなった患者を熊本大学病院に搬送し、100人以上を受け入れた。



陸路・空路で
患者受け入れ



2016年4月の地震の際は、市民病院他より合計101名の入院患者を受け入れた。市民病院のNICUは利用できなくなったため、熊本大学病院が小児心臓外科チームを受け入れて、治療を継続した。



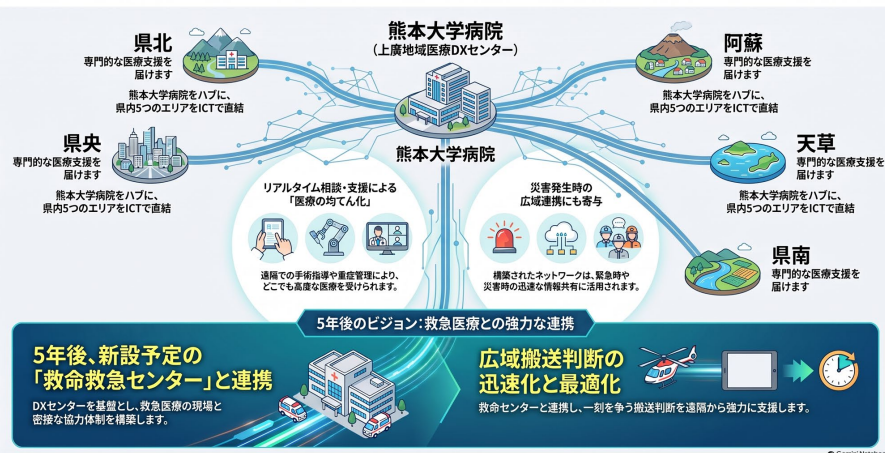
支援物資は、国立大学病院の「災害時における国立大学病院相互支援に関する協定」に基づき、地区の幹事大学である九州大学病院が窓口となって各地の大学病院から集まった。



大学病院における災害レジリエンス機能

災害時に見えた大学病院としての役割と機能強化の必要性

ICTでつなぐ、熊本の医療の未来：上広地域医療DXセンターが実現する「医療の均てん化」



発災6日目にリアルタイム遠隔医療システム(Teladoc)及び衛星ブロードバンドインターネット(Starlink)を設置。
遠隔医療の連携を開始。

広域リアルタイム遠隔連携診療

大学病院の中央オペレータ管理による
リアルタイム相談・支援システム

陸路(新幹線・高速道路)の寸断により、
当院からの非常勤診療医師派遣が不
可能になる。

既設のリアルタイム遠隔医療システム
(Teladoc)により、オンライン診療を
実施。

熊本大学病院

遠隔医療連携

熊本労災病院

新幹線寸断

高速道路寸断

遠隔医療連携

水俣医療センター

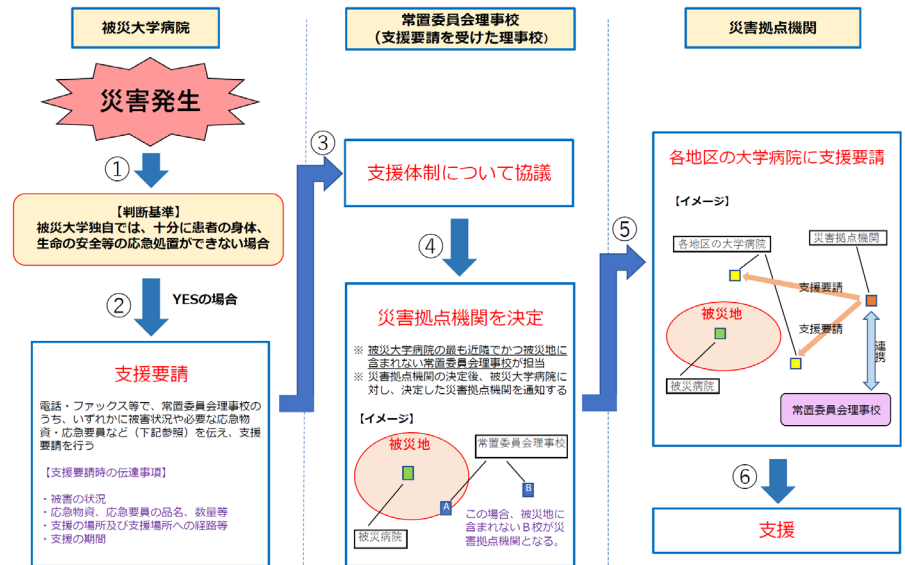
今回の地震対応により、
以下の重要性を再認識した。

- ・ 特定機能病院としての地域にお
けるハブ機能とインフラの強化
- ・ 平時における遠隔医療連携体制
の整備(遠隔医療システムの配備や地域
医療人材の育成)
- ・ 災害に強いネットワーク環境の
整備(基盤・Starlink)
- ・ 災害医療用救急車の整備

災害時等における国立大学附属病院相互支援に関する協定

2026.6.25版

災害時等における国立大学附属病院相互支援フロー図



災害時等における国立大学附属病院相互支援に関する協定 (目的)

第1条 本協定は、国立大学附属病院(以下「大学病院」という。)において、地震・
台風等による災害が発生し、被災大学病院独自では十分に患者の身体、生命の
安全等の応急処置ができない場合、不慮の事故等の場合(以下、「災害時等」という。)
に、他の大学病院から被災大学病院に対する支援及び大学病院が被災地において
医療支援活動を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

R8.6.25改定（

42大学44病院が相互支援しながら各地の震災・新型コロナ・水害等において地域の最後の
砦として機能してきたからこそ、機能強化が必要